

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年9月21日

【中間会計期間】 第7期中(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

【会社名】 エン・ジャパン株式会社

【英訳名】 en-japan inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 越 智 通 勝

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

【電話番号】 03(3342)4506

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 藤 野 孝

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

【電話番号】 03(3342)4506

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 藤 野 孝

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自 平成16年 1月1日 至 平成16年 6月30日	自 平成17年 1月1日 至 平成17年 6月30日	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 6月30日	自 平成16年 1月1日 至 平成16年 12月31日	自 平成17年 1月1日 至 平成17年 12月31日
売上高 (千円)	2,738,413	5,064,917	7,097,160	6,980,678	11,491,772
経常利益 (千円)	895,384	1,884,891	2,362,040	2,254,671	3,826,122
中間(当期)純利益 (千円)	523,346	991,077	1,244,396	1,253,275	2,203,336
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	773,869	789,381	813,001	783,002	806,379
発行済株式総数 (株)	119,143	239,343	240,815	238,909	240,490
純資産額 (千円)	4,406,761	5,797,345	7,691,564	5,116,767	6,986,197
総資産額 (千円)	5,594,338	8,468,440	10,495,617	7,067,372	9,949,557
1株当たり純資産額 (円)	36,987.17	24,221.91	31,939.72	21,417.22	29,049.85
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	4,424.41	4,145.43	5,170.29	5,277.44	9,205.85
潜在株式調整後1株当 り中間(当期)純利益 (円)	4,315.40	3,998.20	4,989.40	5,147.07	8,873.40
1株当たり中間 (年間)配当額 (円)				1,500	2,300
自己資本比率 (%)	78.8	68.5	73.3	72.4	70.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	818,387	1,186,488	1,274,193	2,009,528	2,621,183
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	134,278	699,917	1,137,460	480,770	1,314,189
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	287,155	344,451	537,235	269,694	310,984
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	3,707,254	4,711,484	5,164,852	4,569,364	5,565,531
従業員数 (名)	368	501	885	374	538

- (注) 1 売上高には消費税および地方消費税(以下「消費税等」)は含まれておりません。
2 当社は中間連結財務諸表等を作成しておりませんので、「連結経営指標等」については記載しておりません。
3 当社は持分法適用会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
4 従業員数は就業人員で、使用人兼務取締役6名を含んでおります。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成18年6月30日現在

従業員数(名)	885
---------	-----

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数には、使用人兼務取締役6名を含んでおります。

3 事業規模の拡大により前事業年度末に比べ従業員が347名増加しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間は、前事業年度末（平成17年12月）に4.4%であった完全失業率（総務省）が4.2%と減少いたしました。有効求人倍率（厚生労働省）も1.00倍から1.08倍へと回復し、雇用情勢はより好転してまいりました。

このような状況のもと、当社では昨年同様、交通車内広告、駅広告やポータルサイトのバナー広告等積極的なプロモーションを展開し、ユーザー（求職者）及びクライアント（求人企業）への知名度・認知度アップに努力いたしました。

中途採用関連事業では全てのサイトが前年同期比で売上伸張を記録いたしました。中途採用関連事業全体の売上高は、前年同期に比べ1,778百万円増加し（前年同期比40.4%増）、6,178百万円となりました。

また、新卒採用関連事業では、「[en]学生の就職情報」は2007年度の新卒採用で着実に成果を伸ばし、新卒採用関連事業の全体としての売上高は834百万円と当社の業績の一翼を担ってきております。

これらの結果当中間会計期間の業績は、売上高7,097百万円（同40.1%増）、営業利益2,378百万円（同26.9%増）、経常利益2,362百万円（同25.3%増）、中間純利益1,244百万円（同25.6%増）となりました。

事業部門別の業績を示すと、次のとおりであります。

中途採用関連事業

「[en]社会人の転職情報」では、さまざまな業種、職種において会員ユーザー数がさらに増加の一途を辿っております。求職者は、応募の段階から当社の詳細で公正な求人広告により、従事する仕事、業務内容を良く理解できます。このため、入社後の活躍度合いが非常に高く、クライアント企業の皆様には、たいへん好評を頂いております。また、積極的に拡大、展開しております各拠点では、新規顧客の開拓、既存顧客の掲載利用が増加いたしました。こうした環境のもと増強した営業力・制作力をフルに活用し、売上高は前年同期と比較して28.6%増加の3,832百万円と、好成績を収めることができました。

「[en]転職コンサルタント」は、当中間会計期間末には掲載する日本全国の人材紹介会社が300社を越え、日本最大の人材紹介会社集合サイトの地位を盤石なものとしております。また、昨年7月に行ったりリニューアルで求職者が人材紹介会社の強み（業界・職種・分野・地域等）や求人情報で検索・一括エントリーできるようにする等、一層の機能の充実を図りましたが、これによって受注単価の上昇などの効果がでております。これらにより、当中間会計期間は、売上高710百万円（前年同期比25.6%増）となりました。

「[en]派遣のお仕事情報」は昨年派遣求職者の好評を得、“最も満足している（満足した）派遣サイト”1位という評価（インターワイヤード株式会社「人材派遣サイト利用実態調査2005」）をいただきました。派遣スタッフの募集広告においても紙媒体からインターネット媒体への移行が加速しており、当社は、募集効果の高さとユーザーからの圧倒的な支持を武器に今年も安定的に掲載社数を伸ばし、業界トップのサイトとなりました。当中間会計期間における業績は、売上高1,192百万円（同63.4%増）となっております。

「[en]本気のアルバイト」は、昨年2月フリーアルバイターの就業機会の増加を目指し、日本初

となる「正社員登用があるアルバイト求人」の専門サイトとしてオープンいたしました。サイトをオープンして2年目ですが、採用市況の活性化により正社員採用が難しい企業等から、アルバイトから優秀な人材を採用できる当サイトが高く評価されています。当中間会計期間は売上高363百万円（同344.1%増）と大きく業績を拡大いたしました。

新卒採用関連事業

「[en]学生の就職情報」は、昨年10月にオープンした「[en]学生の就職情報2007年度版」（平成19年3月卒業予定の大学生・大学院生向け就職情報サイト）が着実に実績を積上げ、当中間会計期間はサイトに係る売上高で601百万円（前年同期比49.7%増）、サイト掲載に付随して会社説明会の開催や採用選考のコンサルティング、アウトソーシングといった付帯に係る売上高で232百万円（同14.0%増）を計上することができました。当サイトの特長であります「プロの仕事研究」や「会社訪問ドキュメンタリー」は企業、学生ユーザー、大学からの認知度が大きく向上し、仕事を研究し、仕事内容で就職先を選べるサイトとして独自の地位を確立しました。

掲載企業の採用も順調に成果が出ており、景気回復による各企業の新卒採用増と相まって、今後更なる業績拡大が期待できます。

教育・評価関連事業

教育・評価関連事業では、新卒採用関連事業のバックアップ活動を展開いたしました。新卒の採用内定者の入社前研修を実施することは、採用内定者の就職動機付けをより明確に保持し内定辞退者を防止する結果となりました。

また、入社前研修や入社後のスキルアップ研修を求人企業の採用担当者に公開することによって、求人広告掲載から入社に至るまでの一連のソリューションを提供してまいりました。このような一連のソリューションの提供は、クライアント企業の社員の採用・活躍・定着化に貢献し、採用関連事業の業績向上にも寄与しております。こうした活動の結果、当事業の売上高は84百万円（前年同期比42.1%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

1. 当中間会計期間のキャッシュ・フローの概要説明

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、法人税等の支払い、配当金の支払い、サイトリニューアルなどの無形固定資産の取得などの支出が発生しましたが、好調な営業活動からの資金収入により前中間会計期間と比べ453百万円増加し5,164百万円となりました。

2. 各活動別の説明及び前年同期比

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は、1,274百万円（前年同期比7.4%増）となりました。これは主に税引前中間純利益2,349百万円計上したことによる資金の増加がありましたが、一方で法人税等の支払い1,137百万円があったことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は、1,137百万円（同62.5%増）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出402百万円、関係会社株式の取得による支出342百万円、投資有価証券の取得による支出250百万円があったことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は、537百万円（同56.0%増）となりました。これは主に配当金の支払いによる支出550百万円（同54.1%増）によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の主たる業務は、ネット求人広告掲載料の売上であるため、生産に該当する事項がありません。
よって、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当中間会計期間における受注実績をサイト別に示すと、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)			
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
中途採用関連事業				
[en] 社会人の転職情報	4,003,463	128.0	970,220	124.9
[en] 転職コンサルタント	413,917	58.9	386,060	74.4
[en] 派遣のお仕事情報	1,132,337	174.8	809,896	185.0
[en] 本気のアルバイト	365,869	383.2	30,798	225.5
その他	84,630	162.0	14,811	127.8
中途採用関連事業合計	6,000,216	129.7	2,211,785	125.7
新卒採用関連事業				
[en] 学生の就職情報	500,431	162.8	41,674	174.0
その他	110,809	161.2	9,636	81.5
新卒採用関連事業合計	611,240	162.5	51,310	143.4
教育・評価関連事業	63,728	115.8	23,626	177.2
合計	6,675,184	132.0	2,286,721	126.5

- (注) 1 金額には、消費税等は含まれておりません。
2 中途採用関連事業における「その他」とは、中途採用にかかわるアウトソーシング等であります。
3 新卒採用関連事業における「その他」とは、新卒採用にかかわるコンサルティング及びアウトソーシング等であります。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をサイト別に示すと、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
中途採用関連事業		
[en] 社会人の転職情報	3,832,573	128.6
[en] 転職コンサルタント	710,552	125.6
[en] 派遣のお仕事情報	1,192,711	163.4
[en] 本気のアルバイト	363,356	444.1
そ の 他	78,942	194.1
中途採用関連事業合計	6,178,134	140.4
新卒採用関連事業		
[en] 学生の就職情報	601,810	149.7
そ の 他	232,352	114.0
新卒採用関連事業合計	834,162	137.7
教育・評価関連事業	84,863	142.1
合計	7,097,160	140.1

(注) 1 金額には、消費税等は含まれておりません。

2 中途採用関連事業における「その他」とは、中途採用にかかわるアウトソーシング等であります。

3 新卒採用関連事業における「その他」とは、新卒採用にかかわるコンサルティング及びアウトソーシング等であります。

3 【対処すべき課題】

長期的課題

当社の課題は、求人情報の質を落とすことなくサイトの掲載社数を増加させていくことでありま
す。当社では、自社の営業社員が直接営業を行い、受注した企業を一社一社独自取材し、それを制作
担当が第三者の視点で正直かつ詳細な求人情報を作成しております。競合他社の多くは、求人企業側
に求人広告制作を依存しているのが現実です。当社の求人広告は質では業界No.1と自負していま
すが、掲載社数についても競合他社に離されすぎないようにする必要があります。そのために積極的な
人材の採用並びに社員教育の充実を図り、営業力・制作力を強化してまいります。

当中間会計期間における進捗状況

長期的な課題である掲載社数の拡大に対応するため、中途・新卒を問わず積極的な採用活動によっ
て営業力・制作力を強化しております。これにより、従業員数は、前中間会計期間末（平成17年6月）
から当中間会計期間末にかけて384名増加し、885名となりました。当社創立以来最大の増員になりま
したので、当期においては今まで以上にこれらの社員の育成と早期戦力化に力を入れてまいります。
また、掲載社数の拡大につなげるため、当社の知名度向上に効果的な広告・キャンペーン活動を引き
続き積極的に行ってまいります。

当面の課題

インターネットを利用したサービスにおいて、セキュリティの確保は重要な課題のひとつでありま
す。当社は既に「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラム（JIS Q 15001）」に準拠した
保護管理体制を確立しておりますが、引き続きシステム上のセキュリティ向上などの徹底した保護管
理体制の構築に努めてまいります。また、設立以来急速に成長しております事業の基盤に対し、それ
を支える間接部門もさらなる合理化と効率化を図るべく社内管理システムの刷新と人員を増強してま
いります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、基幹システムの再構築を行いました。この再構築に伴いソフトウェア開発、サーバー及び関連機器等の購入を実施し、総額129百万円の投資を行っています。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な計画の完了はありません。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	936,000
計	936,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年9月21日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	240,815	240,874	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・ マーケット・ 「ヘラクレス」市 場)	
計	240,815	240,874		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成18年9月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成13年3月30日)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,657	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 20,799	同左
新株予約権の行使期間	平成15年4月1日～ 平成23年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,799 資本組入額 10,400	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社の取締役又は従業員の地位にあること。ただし、会社都合により他社役員又は、従業員となった場合は権利行使を認める。 対象者の相続人による新株引受権の行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1 発行価額の調整

株式の分割及び時価を下回る価格で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権証券による権利行使及び旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権行使の場合を含まない)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式の分割又は併合を行う場合は、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例して調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

2 発行株数の調整

平成14年3月28日開催の第2回定時株主総会において、株式数の調整条項追加について特別決議されております。

権利付与日以降当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる端株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない新株引受権の目的たる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

3 平成14年2月20日付で1株につき3株に株式分割を実施しております。

4 平成15年8月20日付で1株につき2株、平成15年10月20日付で1株につき3株に株式分割を実施しております。

5 平成16年6月1日付けで事業を承継した株式会社日本ブレンセンターに対し、時価以下の新株を発行したことに伴い、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の項目を調整しております。

6 平成16年9月17日付で1株につき2株に株式分割を実施しております。

株主総会の特別決議日(平成14年3月28日)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324	319
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 66,555	同左
新株予約権の行使期間	平成16年4月1日～ 平成24年3月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 66,555 資本組入額 33,278	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社の取締役又は従業員の地位にあること。ただし、会社都合により他社役員又は、従業員となった場合は権利行使を認める。 対象者の相続人による新株引受権の行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1 発行価額の調整

株式の分割及び時価を下回る価格で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権証券による権利行使及び旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権行使の場合を含まない)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式の分割又は併合を行う場合は、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例して調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

2 発行株数の調整

権利付与日以降当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる端株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない新株引受権の目的たる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 平成15年8月20日付で1株につき2株、平成15年10月20日付で1株につき3株に株式分割を実施しております。
- 平成16年6月1日付けで事業を承継した株式会社日本ブレーンセンターに対し、時価以下の新株を発行したことに伴い、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の項目を調整しております。
- 平成16年9月17日付で1株につき2株に株式分割を実施しております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプション内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成15年3月28日)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	612	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	612	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,547	同左
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日～ 平成25年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,547 資本組入額 27,774	同左
新株予約権の行使の条件	当社の監査役及び従業員は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社都合により他社役員又は従業員となった場合には権利行使を認める。 当社の取引先の取締役は、権利行使時においても、当社の業績向上に寄与していると判断され、かつ当社取引先の役員又は従業員であることを要する。 対象者の相続人による権利行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1 発行価額の調整

時価を下回る価格で新株を発行(新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く)又は自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行又は処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、当社の合併、株式交換、会社分割等により、払込金額の調整を必要とする場合、取締役会が適切と判断する払込金額に変更されるものとする。

2 発行株数の調整

新株予約権を発行する日(以下「発行日」という)後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、発行日後、当社の合併、株式交換、会社分割等により、目的たる株式数の調整を必要とする場合、取締役会が適切と判断する株式数に変更されるものとする。

- 平成15年8月20日付で1株につき2株、平成15年10月20日付で1株につき3株に株式分割を実施しております。
- 平成16年6月1日付けで事業を承継した株式会社日本ブレーンセンターに対し、時価以下の新株を発行したことに伴い、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の項目を調整しております。
- 平成16年9月17日付で1株につき2株に株式分割を実施しております。

株主総会の特別決議日(平成16年3月30日)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	5,832	5,778
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,832	5,778
新株予約権の行使時の払込金額(円)	193,173	同左
新株予約権の行使期間	平成18年4月3日～ 平成26年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 193,173 資本組入額 96,587	同左
新株予約権の行使の条件	当社の従業員は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社都合により他社役員又は従業員となった場合には権利行使を認める。 当社の取引先の取締役及び従業員は、新株予約権の権利行使時においても、当社の業績向上に寄与していると判断され、かつ当社取引先の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社の役員又は従業員となった場合には権利行使を認める。 対象者の相続人による権利行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1 発行価額の調整

時価を下回る価格で新株を発行(新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く)又は自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行又は処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

2 発行株数の調整

新株予約権を発行する日(以下「発行日」という)後、当社が株式分割を行う場合はその割当基準日の翌日に、株式併合を行う場合はその効力発生日に、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3 平成16年6月1日付けで事業を承継した株式会社日本ブレンセンターに対し、時価以下の新株を発行したことに伴い、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の項目を調整しております。

4 平成16年9月17日付で1株につき2株に株式分割を実施しております。

株主総会の特別決議日(平成17年3月29日)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	213	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	213	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	385,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月2日～ 平成27年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 385,000 資本組入額 192,500	同左
新株予約権の行使の条件	当社の従業員は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社都合により他社役員又は従業員となった場合には権利行使を認める。 対象者の相続人による権利行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1 発行価額の調整

時価を下回る価格で新株を発行(新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く)又は自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行又は処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除したとする。

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

2 発行株数の調整

新株予約権を発行する日(以下「発行日」という)後、当社が株式分割を行う場合はその割当基準日の翌日に、株式併合を行う場合はその効力発生日に、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日)

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	358	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	358	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	653,000	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～ 平成28年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 653,000 資本組入額 326,500	同左
新株予約権の行使の条件	当社の従業員は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社都合により他社役員又は従業員となった場合には権利行使を認める。 対象者の相続人による権利行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1 発行価額の調整

時価を下回る価格で新株を発行(新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く)又は自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行又は処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

2 発行株数の調整

新株予約権を発行する日(以下「発行日」という)後、当社が株式分割を行う場合はその割当基準日の翌日に、株式併合を行う場合はその効力発生日に、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年1月1日～ 平成18年6月30日	325	240,815	6,621	813,001	6,621	1,279,571

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成18年7月1日から平成18年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が59株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,382千円増加しております。

(4) 【大株主の状況】

平成18年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
越智 通勝	東京都港区	46,752	19.41
有限会社エムオー総研	東京都渋谷区千駄ヶ谷1-25-9-203	23,800	9.88
有限会社えん企画	東京都渋谷区千駄ヶ谷1-25-9-203	22,400	9.30
株式会社日本ブレンセンター	東京都渋谷区千駄ヶ谷1-25-9-203	20,372	8.46
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	16,262	6.75
越智 幸三	東京都港区	10,440	4.34
越智 明之	東京都港区	9,940	4.13
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	6,462	2.68
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	5,247	2.18
モルガンスタンレーアンドカン パニーインク(常任代理人 モ ルガン・スタンレー証券株式 会社)	1585 Broadway New York 10036, U. S. A. (東京都渋谷区恵比寿4-20-3)	3,778	1.57
計		165,453	68.71

(注) 平成18年7月14日(報告発生義務日は平成18年6月30日)に、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から大量保有報告書が関東財務局に提出されておりますが、当社として当中間会計期間末(平成18年6月30日)の実質所有状況の確認が出来ないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
保有株券等の数	6,115株
株券等保有割合	2.54%

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 240,815	240,803	
単元未満株式			
発行済株式総数	240,815		
総株主の議決権		240,803	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が12株(議決権12個)含まれております。なお、議決権の数からは除いております。

【自己株式等】

平成18年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	834,000	820,000	694,000	774,000	716,000	619,000
最低(円)	589,000	542,000	575,000	633,000	545,000	456,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

前中間会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

ただし、前中間会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日 内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)及び当中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準 0.45%

売上高基準 - %

利益基準 - %

利益剰余金基準 0.62%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		4,711,484		5,164,852		5,565,531	
2 受取手形		5,067		7,653		10,433	
3 売掛金		1,167,928		1,531,427		1,473,310	
4 たな卸資産		9,904		12,981		10,738	
5 前払費用		43,163		159,821		163,666	
6 繰延税金資産		97,329		169,655		136,135	
7 その他		42,749		30,843		25,546	
貸倒引当金		9,222		21,960		16,626	
流動資産合計		6,068,404	71.7	7,055,275	67.2	7,368,735	74.1
固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物	1	126,364		118,998		119,856	
(2) 器具及び備品	1	205,536		556,680		597,749	
(3) 建設仮勘定		492,130		47,346		38,637	
有形固定資産合計		824,031	9.7	723,026	6.9	756,243	7.6
2 無形固定資産							
(1) 商標権		2,866		4,452		3,090	
(2) ソフトウェア		95,871		281,370		160,584	
(3) ソフトウェア仮勘定		96,087		319,603		142,195	
(4) 電話加入権		1,351		1,351		1,351	
無形固定資産合計		196,177	2.3	606,777	5.8	307,222	3.1
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		141,600		270,143		25,000	
(2) 関係会社株式				342,742			
(3) 長期前払費用				234,541		271,338	
(4) 繰延税金資産		37,387		95,174		91,749	
(5) 長期性預金		369,240		378,480		384,140	
(6) 保険積立金		410,761		419,818		413,235	
(7) 敷金保証金		420,839		348,143		331,890	
(8) その他				21,494			
投資その他の資産合計		1,379,827	16.3	2,110,537	20.1	1,517,355	15.2
固定資産合計		2,400,035	28.3	3,440,342	32.8	2,580,821	25.9
資産合計		8,468,440	100.0	10,495,617	100.0	9,949,557	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1		5,244		59,249		62,730	
2		1,229,635		811,321		1,023,714	
3		161,517		73,170		69,748	
4		910,087		1,167,429		1,174,419	
5	2	77,615		97,793		123,675	
6		265,746		378,457		364,860	
7		19,439		44,252		42,831	
8				172,378		100,350	
9		1,808				1,029	
流動負債合計		2,671,095	31.5	2,804,052	26.7	2,963,360	29.8
負債合計		2,671,095	31.5	2,804,052	26.7	2,963,360	29.8
(資本の部)							
資本金							
資本金		789,381	9.3			806,379	8.1
資本剰余金							
1		1,255,953				1,272,950	
資本剰余金合計		1,255,953	14.8			1,272,950	12.8
利益剰余金							
1							
別途積立金		2,000,000				2,000,000	
2		1,694,608				2,906,867	
利益剰余金合計		3,694,608	43.7			4,906,867	49.3
その他有価証券評価差額金		57,402	0.7				
資本合計		5,797,345	68.5			6,986,197	70.2
負債資本合計		8,468,440	100.0			9,949,557	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年 6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年 6月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金				813,001	7.8		
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金				1,279,571	12.2		
資本剰余金合計				1,279,571	12.2		
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
別途積立金				2,000,000	19.0		
繰越利益剰余金				3,598,136	34.3		
利益剰余金合計				5,598,136	53.3		
株主資本合計				7,690,709	73.3		
評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価差額金				854	0.0		
評価・換算差額等合計				854	0.0		
純資産合計				7,691,564	73.3		
負債純資産合計				10,495,617	100.0		

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
売上高		5,064,917	100.0	7,097,160	100.0	11,491,772	100.0			
売上原価		434,889	8.6	680,815	9.6	1,097,051	9.5			
売上総利益		4,630,028	91.4	6,416,345	90.4	10,394,720	90.5			
販売費及び一般管理費		2,755,716	54.4	4,037,413	56.9	6,603,000	57.5			
営業利益		1,874,312	37.0	2,378,931	33.5	3,791,720	33.0			
営業外収益	1	10,579	0.2	10,254	0.1	34,852	0.3			
営業外費用	2			27,145	0.3	450	0.0			
経常利益		1,884,891	37.2	2,362,040	33.3	3,826,122	33.3			
特別利益						81,308	0.7			
特別損失	3	15,097	0.3	12,208	0.2	96,147	0.8			
税引前中間(当期) 純利益		1,869,794	36.9	2,349,831	33.1	3,811,282	33.2			
法人税、住民税 及び事業税		902,000		1,142,925		1,685,000				
法人税等調整額		23,282	878,717	17.3	37,490	1,105,434	15.6	77,053	1,607,946	14.0
中間(当期)純利益		991,077	19.6	1,244,396	17.5	2,203,336	19.2			
前期繰越利益		703,531				703,531				
中間(当期)未処分 利益		1,694,608				2,906,867				

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
平成17年12月31日残高(千円)	806,379	1,272,950	1,272,950	2,000,000	2,906,867	4,906,867	6,986,197	
中間会計期間中の変動額								
新株の発行(千円)	6,621	6,621	6,621				13,243	
剰余金の配当(千円)					553,127	553,127	553,127	
中間純利益(千円)					1,244,396	1,244,396	1,244,396	
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(千円)								
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	6,621	6,621	6,621		691,269	691,269	704,512	
平成18年 6月30日残高(千円)	813,001	1,279,571	1,279,571	2,000,000	3,598,136	5,598,136	7,690,709	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成17年12月31日残高(千円)			6,986,197
中間会計期間中の変動額			
新株の発行(千円)			13,243
剰余金の配当(千円)			553,127
中間純利益(千円)			1,244,396
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(千円)	854	854	854
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	854	854	705,367
平成18年 6月30日残高(千円)	854	854	7,691,564

【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
		(自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	(自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益		1,869,794	2,349,831	3,811,282
減価償却費		147,229	198,778	381,625
貸倒引当金の増減額(は減少)		1,370	5,334	6,032
賞与引当金の増加額			72,027	100,350
受取利息		2,636	5,065	7,880
為替差益				18,537
為替差損			5,836	
投資有価証券売却益				81,308
投資事業組合運用損			6,256	
固定資産除却損		15,097	9,285	66,621
売上債権の増加額		168,197	55,336	478,945
仕入債務の増減額(は減少)		7,298	3,481	50,187
未払金の増減額(は減少)		52,749	174,457	317,669
その他の流動資産の増減額(は増加)		21,010	20,841	390,420
その他の流動負債の増加額(は減少)		7,570	20,589	103,511
小計		1,891,927	2,409,261	3,860,190
利息及び配当金の受取額		465	2,728	5,490
法人税等の支払額		705,905	1,137,796	1,244,497
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,186,488	1,274,193	2,621,183
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		215,760		215,760
投資有価証券の取得による支出			250,000	25,000
投資有価証券の売却による収入				126,108
関係会社株式の取得による支出			342,742	
有形固定資産の取得による支出		113,377	98,327	713,803
無形固定資産の取得による支出		141,961	402,670	341,026
敷金保証金の差入による支出		220,908	24,671	246,436
敷金保証金の返還による収入			8,419	114,476
保険積立金の支出		6,172	6,582	8,647
貸付による支出		1,737	20,884	4,099
投資活動によるキャッシュ・フロー		699,917	1,137,460	1,314,189

		前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		12,758	13,243	46,754
配当金の支払額		357,210	550,478	357,738
財務活動によるキャッシュ・フロー		344,451	537,235	310,984
現金及び現金同等物に係る換算差額			176	157
現金及び現金同等物の増加額(は減少)		142,119	400,678	996,167
現金及び現金同等物の期首残高		4,569,364	5,565,531	4,569,364
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		4,711,484	5,164,852	5,565,531

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 子会社株式 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの</p> <p>(2) たな卸資産 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資 (証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産 同 左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 子会社株式 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同 左</p> <p>(2) たな卸資産 同 左</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～24年 器具及び備品 5年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア(自社利用)は性質に応じて利用可能期間を1年から5年と見込んでおります。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、建物(付属設備を除く)は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～15年 器具及び備品 5年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>
<p>3 繰延資産の処理方法 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>3 繰延資産の処理方法 新株発行費</p>	<p>3 繰延資産の処理方法 新株発行費</p>
<p>4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同 左</p>	<p>4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同 左</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (追加情報) 従来、従業員に対して支給する賞与については、「未払費用」(前中間会計期間末73,620千円)に含めて計上していましたが、支給対象期間を変更したため、当中間会計期間より賞与引当金として計上する方法に変更しております。	(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (追加情報) 従来、従業員に対して支給する賞与については、「未払費用」(前事業年度末60,976千円)に含めて計上していましたが、支給対象期間を変更したため、当事業年度より賞与引当金として計上する方法に変更しております。
5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	5 リース取引の処理方法 同 左	5 リース取引の処理方法 同 左
6 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。	6 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左	6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左
7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の処理方法 同 左	7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の処理方法 同 左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号 平成15年10月31日)に従い、当中間会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>	
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5号 平成17年12月 9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8号 平成17年12月 9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は7,691,564千円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>当中間会計期間において、新たに有形固定資産の「建物」が発生したため、「建物付属設備」と一括して「建物」として掲記することといたしました。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「建物付属設備」の金額は117,043千円であります。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されることに伴い、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が12,926千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が同額減少しております。</p>		<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が32,850千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)	当中間会計期間末 (平成18年6月30日)	前事業年度末 (平成17年12月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	231,137千円	419,218千円	306,122千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。		

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1 営業外収益の主要項目 受取利息 2,636千円 受取手数料 3,251千円 為替差益 3,480千円	1 営業外収益の主要項目 受取利息 5,065千円 キャンセル料 1,030千円	1 営業外収益の主要項目 受取利息 7,880千円 受取手数料 3,593千円 為替差益 18,537千円
2 営業外費用の主要項目	2 営業外費用の主要項目 高齢者・障害者雇用負担金 7,600千円 為替差損 5,836千円 投資事業組合運用損 6,256千円	2 営業外費用の主要項目 固定資産除却損 450千円
3 特別損失の主要項目 固定資産除却損 15,097千円	3 特別損失の主要項目 固定資産除却損 9,285千円 事業所移転費用 2,923千円	3 特別損失の主要項目 固定資産除却損 66,171千円 事業所移転費用 29,976千円
4 減価償却実施額 有形固定資産 43,097千円 無形固定資産 104,132千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 125,018千円 無形固定資産 73,760千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 176,242千円 無形固定資産 205,383千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	240,490	325		240,815
合計	240,490	325		240,815

(注)1. 普通株式の当中間会計期間増加株式数325株は、ストックオプションとしての新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年3月29日 定時株主総会	普通株式	553,127	2,300	平成17年12月31日	平成18年3月30日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に記載されている 科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に記載されている 科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸 借対照表に記載されている科目の金 額との関係
現金及び預金勘定 4,711,484千円	現金及び預金勘定 5,164,852千円	現金及び預金勘定 5,565,531千円
預金期間が3ヶ月を 超える定期預金 千円	預金期間が3ヶ月を 超える定期預金 千円	預金期間が3ヶ月を 超える定期預金 千円
現金及び現金同等物 4,711,484千円	現金及び現金同等物 5,164,852千円	現金及び現金同等物 5,565,531千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)				当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)				前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)																																							
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																				
器具及び備品	115,946	48,670	67,276	器具及び備品	90,450	52,045	38,405	器具及び備品	119,173	66,009	53,163																																				
ソフトウェア	9,582	1,087	8,495	ソフトウェア	9,582	4,281	5,301	ソフトウェア	9,582	2,684	6,898																																				
合計	125,529	49,758	75,771	合計	100,033	56,326	43,706	合計	128,756	68,694	60,061																																				
<p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>34,062 千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>42,767 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>76,830 千円</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>17,608 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>16,620 千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1,277 千円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>				1年以内	34,062 千円	1年超	42,767 千円	合計	76,830 千円	支払リース料	17,608 千円	減価償却費相当額	16,620 千円	支払利息相当額	1,277 千円	<p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>27,856 千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>17,101 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>44,957 千円</td> </tr> </table> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>17,522 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>16,534 千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1,008 千円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p> <p>利息相当額の算定方法 同 左</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>				1年以内	27,856 千円	1年超	17,101 千円	合計	44,957 千円	支払リース料	17,522 千円	減価償却費相当額	16,534 千円	支払利息相当額	1,008 千円	<p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>31,685 千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>29,622 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>61,307 千円</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>36,484 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>35,198 千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>2,473 千円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p> <p>利息相当額の算定方法 同 左</p>				1年以内	31,685 千円	1年超	29,622 千円	合計	61,307 千円	支払リース料	36,484 千円	減価償却費相当額	35,198 千円	支払利息相当額	2,473 千円
1年以内	34,062 千円																																														
1年超	42,767 千円																																														
合計	76,830 千円																																														
支払リース料	17,608 千円																																														
減価償却費相当額	16,620 千円																																														
支払利息相当額	1,277 千円																																														
1年以内	27,856 千円																																														
1年超	17,101 千円																																														
合計	44,957 千円																																														
支払リース料	17,522 千円																																														
減価償却費相当額	16,534 千円																																														
支払利息相当額	1,008 千円																																														
1年以内	31,685 千円																																														
1年超	29,622 千円																																														
合計	61,307 千円																																														
支払リース料	36,484 千円																																														
減価償却費相当額	35,198 千円																																														
支払利息相当額	2,473 千円																																														

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成17年6月30日)

その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
その他有価証券 株式	44,800	141,600	96,800
計	44,800	141,600	96,800

当中間会計期間末(平成18年6月30日)

時価評価されていない有価証券

区 分	中間貸借対照表計上額 (千円)
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	270,143

前事業年度末(平成17年12月31日)

時価評価されていない有価証券

区 分	中間貸借対照表計上額 (千円)
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	25,000

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
当社はデリバティブ取引を全く行 なっておりませんので、該当事項は ありません。	同 左	同 左

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
当社は持分法適用会社がないた め、該当事項はありません。	同 左	同 左

(ストックオプション関係)

当中間会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	平成18年 ストックオプション
付与対象者の区分及び数	従業員 185名
ストックオプション数	普通株式 358株
付与日	平成18年4月24日
権利確定条件	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使価格	653,000 円
権利行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成28年3月31日

(1 株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり純資産額 24,221円91銭	1株当たり純資産額 31,939円72銭	1株当たり純資産額 29,049円85銭
1株当たり中間純利益 4,145円43銭	1株当たり中間純利益 5,170円29銭	1株当たり当期純利益 9,205円85銭
潜在株式調整後 1株当 たり中間純利益 3,998円20銭	潜在株式調整後 1株当 たり中間純利益 4,989円40銭	潜在株式調整後 1株当 たり当期純利益 8,873円40銭

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎

項 目	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
中間(当期)純利益(千円)	991,077	1,244,396	2,203,336
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	991,077	1,244,396	2,203,336
普通株主に帰属しない金額(千円)			
普通株式の期中平均株式数(株)	239,077	240,682	239,341
中間(当期)純利益調整額(千円)			
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)			
新株予約権	5,081	3,919	4,917
新株引受権	3,723	4,807	4,050
普通株式増加数(株)	8,804	8,726	8,967
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要			

2. 株式分割について

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
<p>当社は、平成16年 9月17日付で普通株式 1株に対し普通株式 2株の割合で株式分割を行いました。</p> <p>前事業年度期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における前中間会計期間に係る(1株当たり情報)の各数値は以下のとおりであります。</p> <p>1株当たり 純資産額 18,493円58銭</p> <p>1株当たり 中間純利益 2,212円20銭</p> <p>潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益 2,157円70銭</p>		

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
		<p>ストックオプション</p> <p>平成18年2月15日開催の取締役会決議及び平成18年3月29日開催の第6回定時株主総会特別決議により、株主以外の者に対し、特に有利な条件をもって新株予約権の発行決議を行いました。</p> <p>1 新株予約権発行の要領</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受ける者 当社の従業員</p> <p>(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式388株を上限とする。</p> <p>なお、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)後、当社が株式分割を行う場合はその割当基準日の翌日に、株式併合を行う場合はその効力発生日に、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。</p> <p>ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>調整後 = 調整前 × 分割又は 株式数 = 株式数 併合の比率</p> <p>また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
		<p>(3) 発行する新株予約権の総数 388個を上限とする。(新株予約権 1個につき当社普通株式 1株(以下「付与株式数」という。)) ただし、前項(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。</p> <p>(4) 新株予約権の発行価額 無償とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額 新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)又は発行日の終値(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い金額とする。 なお、発行日後、当社が株式分割を行う場合はその割当基準日の翌日に、株式併合を行う場合はその効力発生日に行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。 また、発行日後、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
		<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数}}{\text{1株当たり払込金額又は処分価額}}}{\text{既発行又は処分前の1株当たりの時価}}$ </div> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}{\text{既発行又は処分前の1株当たりの時価}}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。</p> <p>また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。</p> <p>(6) 新株予約権の権利行使期間 平成20年 7月 1日から平成28年 3月31日までとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当を受ける者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社都合により他社役員又は従業員となった場合には権利行使を認める。 その他条件については、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づく。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
		<p>(8) 新株予約権の消却事由及び条件</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>新株予約権の割当を受ける者が、前記(7)に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなったときは、新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>(9) 新株予約権の譲渡制限</p> <p>新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第6期(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)平成18年3月30日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成18年3月30日提出の有価証券報告書に係る有価証券報告書の訂正報告書を平成18年7月21日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年 9月21日

エン・ジャパン株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 渋谷 道 夫

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 高 志

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエン・ジャパン株式会社の平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エン・ジャパン株式会社の平成17年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年 9月21日

エン・ジャパン株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 渋谷 道 夫

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 吉 田 高 志

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 須 藤 修 司

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエン・ジャパン株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エン・ジャパン株式会社の平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。